

**「令和7年度外国人県民アンケート」及び  
「令和7年度多文化共生・共創推進アンケート」調査業務委託仕様書**

**1 委託業務名**

「令和7年度外国人県民アンケート」及び「令和7年度多文化共生・共創推進アンケート」調査業務

**2 実施目的**

県内在住の外国人及び日本人を対象として、在住外国人の実態や外国人・日本人の多文化共生に関する意識などについて実態調査を行う。調査結果については、令和8年度策定予定の次期群馬県多文化共生・共創推進基本計画(令和9年～令和13年)及び多文化共生・共創施策に反映させる。

**3 委託期間** 契約締結日～令和8年3月27日

**4 調査内容**

**(1) 外国人県民アンケート**

**ア 調査の概要**

(ア) 調査地域 群馬県内 14 市町村

(前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、藤岡市、富岡市、中之条町、草津町、昭和村、玉村町、大泉町)

(イ) 調査対象 満18歳以上の外国人(国籍は問わない)

(ウ) 標本数 1,600人

(エ) 抽出方法 対象市町村の住民基本台帳から、18歳以上の外国人1,600人を無作為抽出

イ 調査方法 郵送での配布、郵送又はインターネットによる回収

ウ 調査実施時期 令和7年12月下旬～令和8年1月のうち3週間程度とする。

**エ 調査項目**

(ア) 回答者属性(項目数:10問程度)

(イ) 質問項目(項目数:30問程度)

**(2) 多文化共生・共創推進アンケート(日本人県民向け)**

**ア 調査の概要**

(ア) 調査地域 群馬県内 14 市町村

(前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、藤岡市、富岡市、中之条町、草津町、昭和村、玉村町、大泉町)

(イ) 調査対象 満18歳以上の日本人

(ウ) 標本数 1,000人

(エ) 抽出方法 対象市町村の住民基本台帳から、18歳以上の日本人1,000人を無作為抽出

イ 調査方法 郵送、郵送又はインターネットによる回収

ウ 調査実施時期 令和7年12月下旬～令和8年1月のうち3週間程度とする。

## エ 調査項目

(ア) 回答者属性(項目数:5問程度)

(イ) 質問項目(項目数:20問程度)

## 5 委託内容

### (1) 外国人県民アンケート及び多文化共生・共創推進アンケート調査の実施

#### ア 調査対象者の抽出

- ・ 受託者は、対象市町村の住民基本台帳から、18 歳以上の日本人1,000人、外国人1,600人を無作為で抽出する。(各市町村における抽出数は別紙のとおり)
- ・ 同一世帯からは、2人以上を抽出してはならない。
- ・ 転記する項目は、氏名、住所、生年月日、性別とする。
- ・ 抽出作業において一切の作為を排除することとし、抽出作業に疑義が生じた場合には、速やかに委託者と協議する。
- ・ 受託者は、調査対象者抽出後、速やかに男女別・年齢別の標本内訳及びその構成比を記載した文書を作成し、委託者に提出する。
- ・ 標本の構成が、明らかに母集団の構成内容と異なり、サンプリングに歪みがあると認められ、その程度が本調査精度上許容できないものと考えられる場合は、委託者は受託者に対して再度の抽出作業を命ずることができる、

#### イ 調査票等の作成

##### (ア)調査票

- ・ 調査票原案は委託者が提示し、受託者が作成、印刷する。
- ・ 調査票等の作成に当たり、受託者は専門的な観点からレイアウト等の修正を行う。
- ・ A4普通紙、両面印刷とし、表紙は本調査の依頼状とする。
- ・ 外国人に対しては、やさしい日本語で印刷する。言語別入力フォームにアクセスできる QR コードを調査票(書面)に掲載する。(英語、やさしい日本語、ベトナム語、ポルトガル語、タガログ語、中国語(簡体字・繁体字)、インドネシア語、ネパール語、スペイン語)
- ・ 日本人に対しては日本語版を用意する。日本語入力フォームにアクセスできる QR コードを調査票(書面)に掲載する。
- ・ 言語別入力フォーム及び日本語入力フォームは委託者が作成する。

##### (イ) 送付用封筒(調査票送付用)

- ・ 長型3号サイズとする。
- ・ 封筒は委託者が用意する。
- ・ 調査対象者の発送用宛名シールは、受託者が用意・印刷する。

##### (ウ) 返信用封筒

- ・ 長型3号サイズとする。
- ・ 封筒は委託者が用意する。
- ・ 受託者は、返信用封筒に、宛名(群馬県地域創生部ぐんま暮らし・外国人活躍推進課あて)、アンケート名、「料金受取人払」等を記載する。

- ・ 受託者は、料金受取人払の手続きを行う。

(エ) その他

- ・ 調査票及び宛名シール等の印刷費は委託契約の範囲内とする。

ウ 調査依頼

- ・ 受託者は、5 (1) アにより抽出した対象者に、5 (1) イ (ア)(ウ)で作成した調査票及び返信用封筒を送付用封筒に封入して郵送する。
- ・ 発送費は、委託契約の範囲内とする。

エ 回収・整理

- ・ 受託者は、調査対象者から委託者に返信された、調査票の封入された返信用封筒を群馬県地域創生部ぐんま暮らし・外国人活躍推進課へ出向き回収する。
- ・ 受託者は、回収した返信用封筒を開封し、調査票の整理(枚数の確認等)を行う。
- ・ オンライン回答分については、委託者が取りまとめたデータを回収する。
- ・ 調査票の返送費及び回収に要する費用は委託契約の範囲内とする。

オ 集計・結果分析

- ・ 受託者は事前に委託者と協議の上、単純集計、クロス集計、結果分析調査を行う。
- ・ 調査のデータは、「Microsoft Word Excel」を使用して集計、保存する。
- ・ 前回(令和3年実施)アンケート調査結果との経年比較を行うこと。なお、前回アンケート調査結果は委託者から受託者へ提供する。

(2) 成果物の作成

ア データ(Microsoft Word Excel)

- ・ 単純集計結果
- ・ クロス集計結果
- ・ ローデータ

イ 報告書

(ア)規格及び内容

- ・ A4判
- ・ 調査方法等の説明、調査結果、分析(課題の抽出)
- ・ 調査データ(報告書に記載した集計及びグラフを含む)及び PDF ファイル形式の報告書及び CD-ROM を1部提出する。

(3) 成果物納品場所及び納品期限

- ・ 成果物は次の期日までに群馬県地域創生部ぐんま暮らし・外国人活躍推進課(前橋市大手町1-1-1 群馬県庁17階北フロア)に提出する。

提出期限:令和8年3月19日

6 関連法令等の遵守

本業務の実施にあたり、受託者は本仕様書のほか、関連する法令、規則及び細則等を遵守するとともに、関連する上位計画との調整に努めなければならない。

## 7 業務の指示及び監督

- ・ 受託者は、委託者が定める監督員と密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- ・ 受託者は業務着手時、成果品のとりまとめ時、その他業務の進捗に応じて委託者と打ち合わせ及び協議を行うものとする。
- ・ 受託者は、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、委託者と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

## 8 成果物の帰属

本業務の実施に伴い作成した資料及び報告書等成果物に係る著作権その他一切の権利は委託者に帰属し、委託者の承認を得ずに他に公表、対処及び使用等してはならない。

## 9 実施体制の構築及び業務責任者の専任

受託者は、委託業務と同様又は同等の調査業務に従事した経験を有する者を中心に「業務責任者」を定め、併せて必要な数の適切な人材により業務を実施しなければならない。

## 10 機密の保持及び情報の管理

受託者は、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守し、機密の保持及び情報の管理を適正に行わなければならない。

## 11 業務内容の変更

本仕様書の内容についての変更は認めないものとする。ただし、委託者が必要と判断した場合、委託者と受託者の協議により、業務内容を変更する場合は、この限りではない。

また、成果物の中に本仕様書に適合しない箇所が発見された場合は、改善、変更及び追加等を受託者の負担において行うものとする。

## 12 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査及び検討等は原則として受託者が行うものであるが、委託者が所有し、貸出し可能な資料等はこれを貸与する。借り受ける場合は、そのリストを作成の上、委託者に提出し、業務の完了とともに返却する。

## 13 成果物の審査と納品

業務の完了時に、受託者は成物等の検査を受けなければならない。検査の結果又は成果物納品後に受託者に帰すべき理由による不良箇所等が発見された場合、受託者は速やかに訂正及び補足、その他の必要な措置を行うものとし、これに要する費用はすべて受託者の負担とする。また、受託者は委託者への報告及び納品等の期限及び作業スケジュールを厳守する。

#### 14 その他

受託者は、業務の実施にあたり、委託者と適宜打ち合わせを行うなど、密接な連絡を取りながら業務を遂行する。